

労務 ROAD

令和4年度 雇用保険料率のご案内

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下の通り、年度の途中で保険料率が変わります。
令和4年4月から事業主負担の保険料率変更、令和4年10月からは労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります。
年度の途中から保険料率が変わりますので、計算される際には、ご注意ください。

【令和4年度の雇用保険料率】

赤字は変更部分

令和4年4月1日～令和4年9月30日

業種	保険料率
一般の事業	9.5 /1000 (労働者負担： 3 /1000、事業主負担： 6.5 /1000)
令和3年度	9/1000 (労働者負担：3/1000、事業主負担：6/1000)
農林水産・清酒製造の事業	11.5 /1000 (労働者負担： 4 /1000、事業主負担： 7.5 /1000)
令和3年度	11/1000 (労働者負担：4/1000、事業主負担：7/1000)
建設の事業	12.5 /1000 (労働者負担： 4 /1000、事業主負担： 8.5 /1000)
令和3年度	12/1000 (労働者負担：4/1000、事業主負担：8/1000)

令和4年10月1日～令和5年3月31日



業種	保険料率
一般の事業	13.5 /1000 (労働者負担： 5 /1000、事業主負担： 8.5 /1000)
農林水産・清酒製造の事業	15.5 /1000 (労働者負担： 6 /1000、事業主負担： 9.5 /1000)
建設の事業	16.5 /1000 (労働者負担： 6 /1000、事業主負担： 10.5 /1000)



10月からは労働者負担の保険料率も変更になっています。給与計算で従業員の方に影響が出るのは10月以降の予定です。

VOL.797

(2204-4)



〒541-0054

大阪市中央区南本町

2-6-12

サンマリオンタワー16F

TEL:06-6224-0264

FAX:06-6224-0265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

先日ボクシングジムに行きました。小学校と高校時代に計6年空手をしていたのですが、ボクシングではフックを使ったり、構え方が違ったりと戸惑うことが多かったです。それでもミット打ちは凄くストレス解消になりました！

次の日には全身筋肉痛になり、日頃の運動不足を凄く実感しましたが、続けていき趣味になったらと思っています。(高橋)

休業日のお知らせ

誠に勝手ながら4/29～5/8のGW期間のうち、土日祝は休業とさせていただきます。5/2(月)5/6(金)は通常営業いたします。ご不便をおかけしますがご了承のほどお願いいたします。